

障害者差別解消法が変わります

令和6年4月から、民間企業などの事業者の皆さんに対しても、合理的配慮の提供が義務化されます。

障害者差別解消法とは？

障害を理由とする不当な差別的取扱いをなくすため、国や地方公共団体、事業者に対して合理的配慮の提供を求めることなどにより、お互いの個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指す法律です。

不当な差別的取り扱いとは？

正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯を制限したりすることを禁止しています。

- ・ 介助者がいない場合、一律に入店を断る
- ・ 障害を理由に、順番を後回しにする など

合理的配慮とは？

障害のある人から対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することになっています。

設備を整えることだけでなく、ちょっとした工夫や気遣いが合理的配慮につながります。



- ・ 段差へのスロープの設置やスタッフの援助
- ・ 車いすの人に、高いところや足元など届かない場所にある商品を取って渡す
- ・ 筆談、読み上げ、可能な範囲の代筆、タッチパネルを代わりに操作する、ゆっくり丁寧に説明する など

「対話」が重要です。

障害がある人からの求めに対応することが難しい場合、お互いの意思を尊重しながら別の手段を一緒に考えていくことが重要です。

まずは、何が問題となっていて、それを取り除くために何かできるのか、お互いに話し合いましょう。

詳しい情報やお問い合わせはこちら

障害者の差別解消に向けた理解促進
ポータルサイト（内閣府）

「障害者差別解消法」に定められた事項について、事例動画などで紹介しています。



障害者差別解消に関するデータベース（内閣府）

不当な差別的取扱いや合理的配慮について、相談窓口に寄せられた事例を検索できます。



お問い合わせ

千葉市障害者自立支援課
電話番号 043-245-5157
FAX番号 043-245-5549
Emailアドレス shogaisabetsu@city.chiba.lg.jp

